

# 大山町公共施設等総合管理計画



平成29年3月策定  
(平成31年4月改訂)  
(令和4年3月改訂)  
鳥取県大山町

# 目 次

<b>第1章 公共施設等総合管理計画策定の背景と目的</b> . . . . .	2
1. 背景と目的	
2. 対象資産の範囲	
3. 計画の期間	
<b>第2章 大山町の現状</b> . . . . .	4
1. 人口の現状と今後の推移	
2. 財政状況	
3. 過去に行った公共施設等のマネジメント実績	
<b>第3章 公共施設等の現状</b> . . . . .	10
1. 公共施設	
2. インフラ資産	
<b>第4章 公共施設等の維持管理・更新に係る費用の推計</b> . . . . .	16
1. 現在要している維持管理経費	
2. 公共施設等の更新に係る費用の推計	
<b>第5章 人口推移と将来負担コスト</b> . . . . .	21
1. 公共施設	
2. インフラ資産	
<b>第6章 基本方針</b> . . . . .	22
1. 取組体制	
2. 公共施設等のマネジメントに係る実施方針	
3. 協働の推進	
4. 施設類型毎の管理に関する方針	
5. 地方公会計制度への取組	
6. フォローアップの実施方針	
7. 各種計画との連携	

## 第1章 公共施設等総合管理計画策定の背景と目的

### 1. 背景と目的

国において平成25年11月に策定された「インフラ長寿命化基本計画」の中に、管理・所有するインフラについて、財政状況等を総合的に勘案し、各々の団体が置かれた実情に応じて、維持管理・更新等を総合的かつ計画的に行うことが地方公共団体の役割として示されています。また、平成26年4月には、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進等を定めた「公共施設等総合管理計画」策定の要請がありました。

本町においては、人口減少や少子高齢化が進行する中で、今後の厳しい財政状況に備え、必要な行政サービスが提供できるよう、行財政運営においても不断の見直しを行いながら、持続可能な財政基盤の確立による自主性や自立性の高い行財政運営の実現に取り組んでいます。

本町は平成17年3月に合併し、旧町が所有していた公共施設等をほぼそのまま引き継ぎました。合併後は、保育所の統廃合や学校施設の耐震化等の必要な改修・更新を行ってきました。しかしながら、まだ多くの公共施設等を所有している現状にあり、今後はこれらの施設の更新や改修の時期を迎え、多額の財政需要が見込まれる状況にあります。今後、人口減少・少子高齢化が進む等、社会構造や住民ニーズは施設の建設当時とは大きく変化し、公共サービスのあり方を改めて見直す必要性が迫られています。

財政面での町税収入の伸び悩み、高齢化社会による扶助費等の義務的経費の増大などによる財政状況の変化が見込まれる中、公共施設等の維持更新経費をいかにして適正な水準に抑えていくかが喫緊の課題であるといえます。町有施設の長寿命化や維持管理の効率化による経費の縮減、財産の売却や有効活用による歳入の確保等、これらをきちんと統括し運用していく仕組みづくりも必要となります。

このため、将来にわたって住民への公共施設での行政サービスを真に効果的に提供できる手法として、経営的な視点も取り入れながら総合的な管理運用を推進します。

現状の公共施設等の実態を適切に把握し、将来生じるであろう改修や更新に係る経費を予測し、次世代に引き継ぐことができる公共施設等のあり方など運営方針を示していくことが、この計画の目的です。

## 2. 対象資産の範囲

本町の所有する全ての資産のうち、以下のものを対象とします。

### 公共施設等

庁舎や学校などの公共施設のほか、道路や橋梁などのインフラ資産を含む公共施設の総称

### 公共施設

学校教育系施設、生涯学習系施設、産業振興系施設、行政系施設、社会福祉系施設、公営住宅、基盤施設、供給処理施設などの建築物をいう。

### インフラ資産

道路や橋梁、上下水道などの社会基盤施設をいう。

## 3. 計画の期間

この計画には、公共施設等の寿命を考慮した、中長期的な視点が不可欠です。バブル期等に整備された公共施設の更新時期やインフラ資産の改修時期も考慮し、平成28年度から令和27年度の30年間を対象期間とします。

なお、計画については、適宜見直しを行うこととします。

## 第2章 大山町の現状

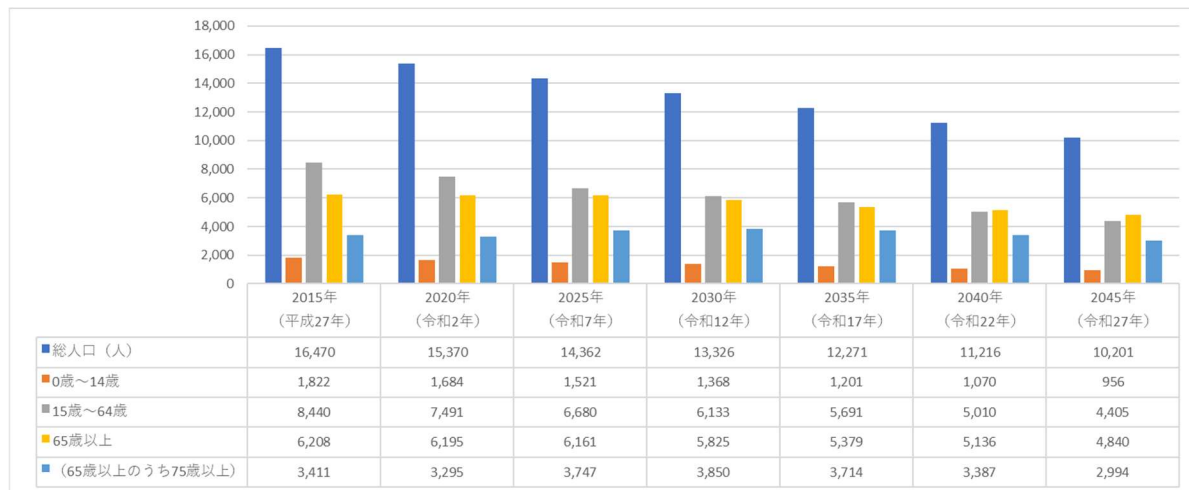
### 1. 人口の現状と今後の推移

本町の令和2年10月1日現在の国勢調査人口は、15,370人（男7,390人、女7,980人）で、世帯数は5,247世帯となっています。

本町の人口は、年々減少に転じており、令和27年には約10,201人まで減少することが予想されます。また、人口構成は、15歳から64歳の生産年齢人口が減少し、少子高齢化が現在よりもさらに進行することが見込まれます。

今後の人口やその構成の変化を考慮しながら、将来の実情に見合った施設のあり方を精査する必要があります。

【図表 2-1-1 本町の人口推移】



国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」の数値を引用

## 2. 財政状況

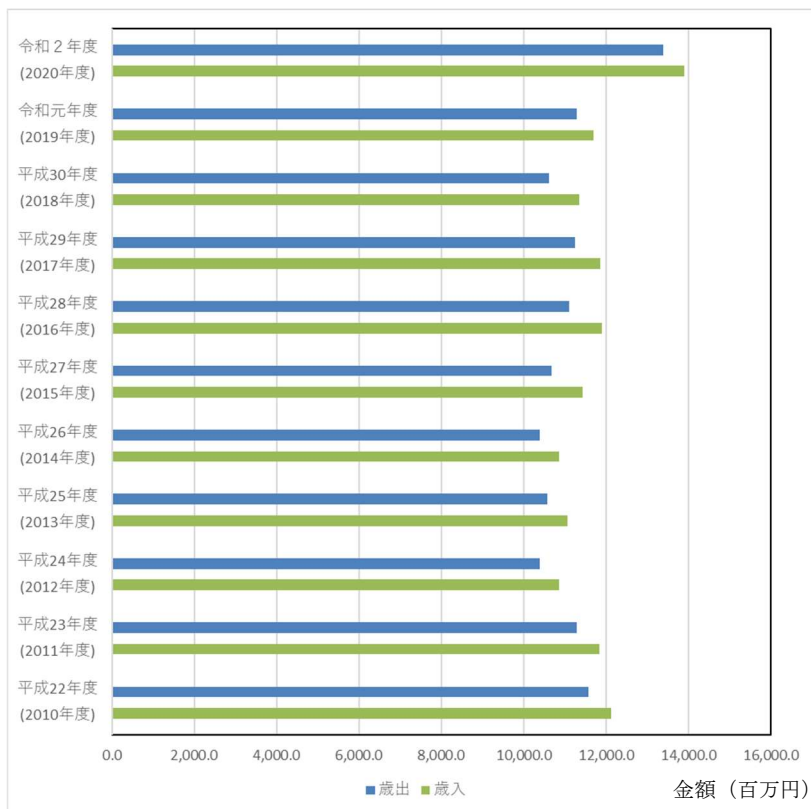
本町の財政状況は、依存財源の割合が非常に高く、国の制度の見直し等に大きく影響されます。

このような中で、歳出においては、行財政改革を進め定員適正化等による人件費の削減や、事務事業の見直し、公債費の抑制等に取り組み、今後増加が見込まれる少子高齢化に伴う扶助費等の義務的経費や公共施設等の維持管理費用等に対応した取り組みを進めています。

### (1) 決算規模

本町の普通会計の決算額は、令和元年度までの数年においては、概ね110億円前後の歳出規模でしたが、令和2年度においては新型コロナウイルス感染拡大に伴う特別定額給付金事業の実施等に伴い、130億円強の歳出規模となりました。

【図表 2-2-1 本町の決算額の推移（普通会計）】



【図表 2-2-1 本町の決算額の推移（普通会計）】

(単位：百万円)

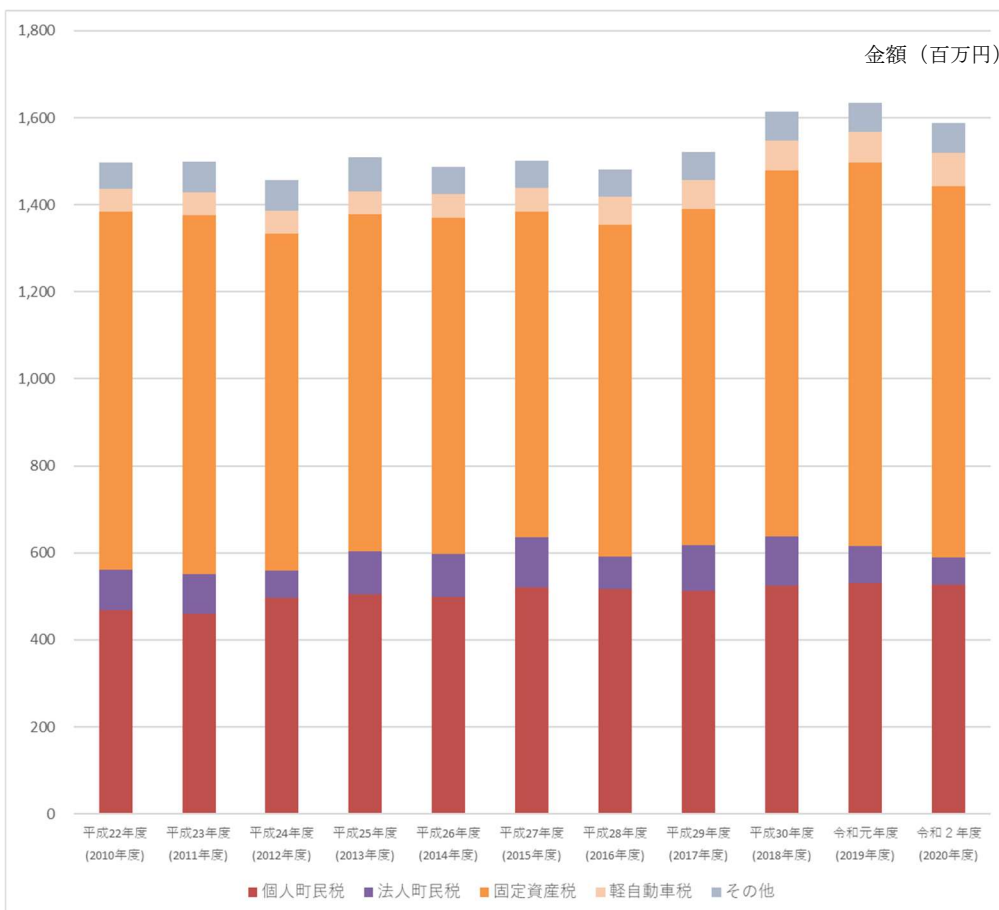
	平成22年度 (2010年度)	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
歳入	12,121.6	11,836.8	10,852.9	11,056.6	10,866.7	11,432.8	11,890.9	11,865.8	11,347.4	11,701.7	13,898.7
歳出	11,563.9	11,297.5	10,394.4	10,572.2	10,392.8	10,675.5	11,094.2	11,251.5	10,614.5	11,282.5	13,396.6

## (2) 町税収入の状況

町税は、令和元年度にはおよそ16億3,400万円になるなど、増加傾向にありましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により市町村民税が落ち込み、15億8,800万円に減少しました。

今後も経済情勢の動向が不透明なことや、将来の人口推計を考慮すると、主な納税層である生産年齢人口は減少が見込まれ、町税の大幅な増収は期待できない状況にあります。

【図表 2-2-2 町税収入の推移】



【図表2-2-2 町税収入の推移】

(単位：百万円)

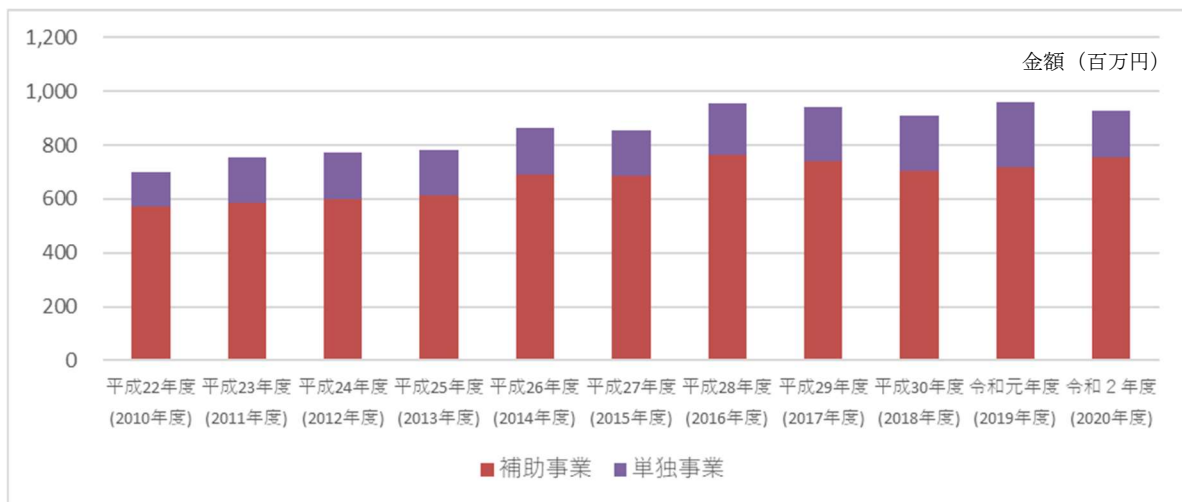
	平成22年度 (2010年度)	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
個人町民税	469.4	459.5	496.5	504.9	499.5	521.3	516.6	512.2	525.6	530.6	526.3
法人町民税	92.2	92.2	63.4	99.6	98.4	113.8	74.4	106.1	111.5	85.3	63.4
固定資産税	822.2	823.4	773.2	772.6	772.3	748.9	762.7	772.0	842.1	880.3	853.9
軽自動車税	52.2	52.8	53.0	53.6	54.1	54.2	63.9	66.2	68.2	70.6	75.5
その他	61.6	72.0	71.5	78.4	63.1	63.9	63.6	64.4	66.9	67.5	68.9
合計	1,497.6	1,499.9	1,457.6	1,509.1	1,487.4	1,502.1	1,481.2	1,520.9	1,614.3	1,634.3	1,588.0

※その他に含まれる税目は、市町村たばこ税及び入湯税

### (3) 扶助費の状況

少子高齢化の進行等により、特に扶助費は年々増加傾向をたどり、歳出全体（普通会計）に占める割合は概ね6.9%となっており、合併時の平成17年度の4.0%と比較し、2.9ポイントの増加となっています。今後も扶助費の増加が見込まれます。

【図表 2-2-3 義務的経費のうち扶助費の状況（普通会計）】



【図表2-2-3 義務的経費のうち扶助費の状況（普通会計）】

(単位：百万円)

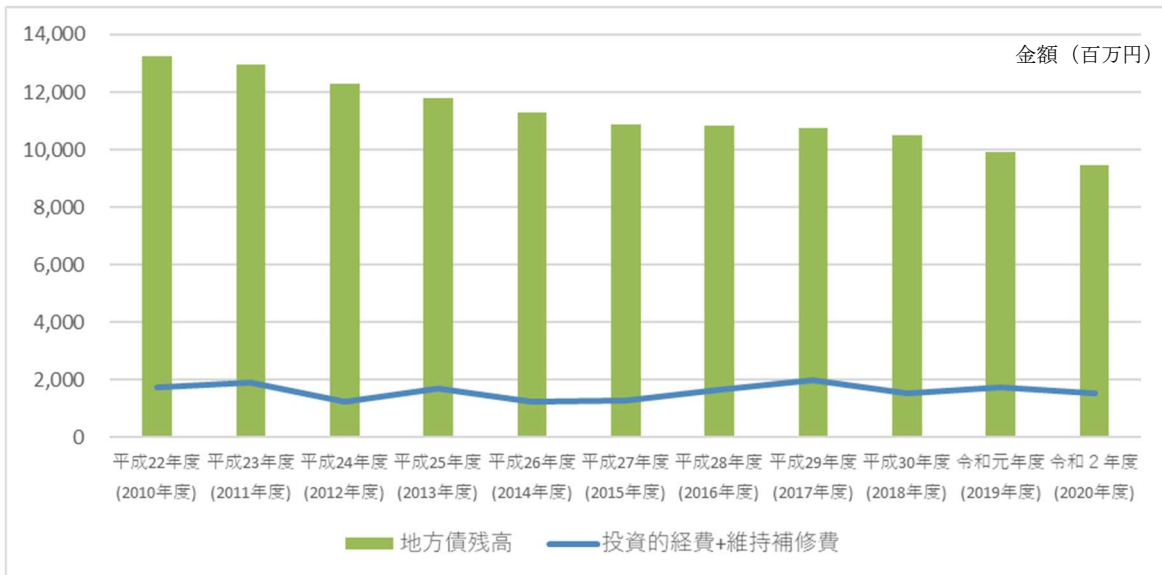
	平成22年度 (2010年度)	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
補助事業	571.1	585.4	600.8	612.7	689.7	685.0	762.9	739.1	703.9	717.9	756.1
単独事業	126.9	171.0	173.9	170.0	173.0	171.5	194.4	204.5	204.1	241.7	171.3
合計	698.0	756.4	774.7	782.7	862.7	856.5	957.3	943.6	908.0	959.6	927.4



#### (4) 投資的経費と地方債残高の状況

投資的経費（修繕補償費含む）は、直近5力年は13～18億円程度で推移しています。地方債残高は、事業精査による地方債の新規発行の抑制等により縮減が図られています。

【図表 2-2-4 投資的経費と地方債残高の推移（普通会計）】



【図表2-2-4 投資的経費と地方債残高の状況（普通会計）】

(単位：百万円)

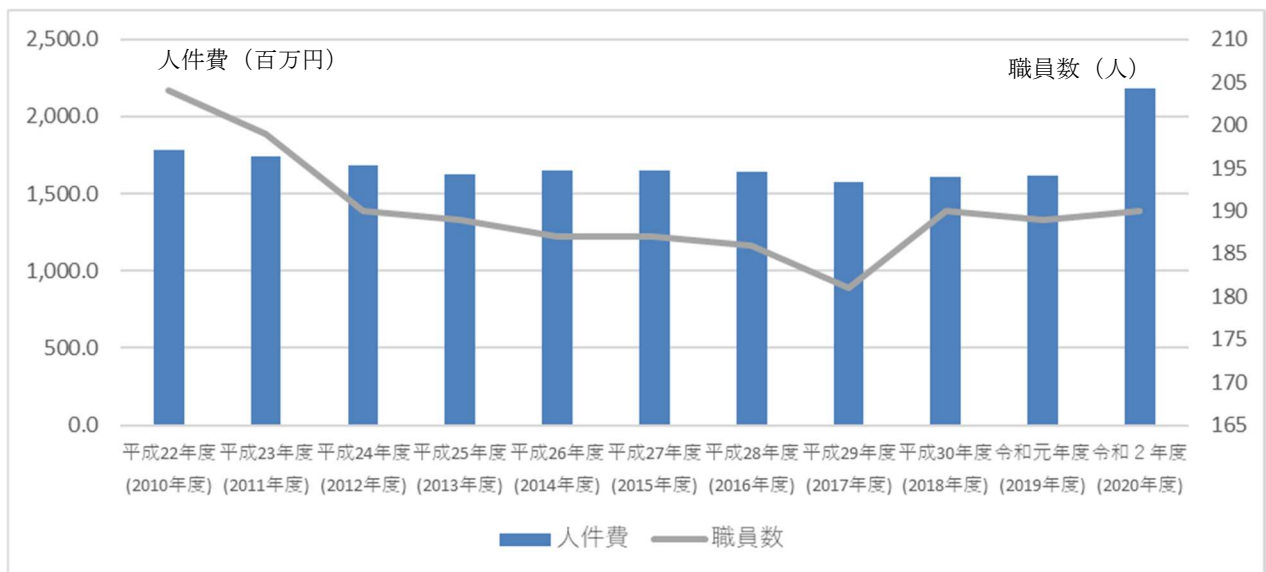
	平成22年度 (2010年度)	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
投資的経費	1,652.1	1,818.1	1,139.7	1,546.2	1,126.4	1,119.3	1,443.8	1,792.7	1,368.2	1,580.2	1,337.1
維持補修費	62.3	79.7	87.5	158.7	124.8	142.7	191.3	173.7	140.5	135.9	204.9
地方債残高	13,264.1	12,938.7	12,273.8	11,777.3	11,275.1	10,879.1	10,817.3	10,767.2	10,490.2	9,917.0	9,470.5

### (5) 人件費と職員数の状況

本町の普通会計での職員数は、平成 29 年度までは第 3 次大山町定員適正化計画（平成 26 年～平成 30 年）に基づき減少していましたが、平成 30 年度に大幅な増となり、その後は横ばいで推移しています。

人件費も平成 30 年度以降は増加の傾向となり、令和 2 年度から会計年度任用職員制度が始まり急増しています。

【図表 2-2-5 職員数と人件費の推移（普通会計）】



【図2-2-5 職員数と人件費の推移（普通会計）】

(単位：人件費(百万円)、職員数(人))

	平成22年度 (2010年度)	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
人件費	1,784.1	1,740.6	1,681.1	1,627.5	1,651.2	1,652.9	1,645.0	1,576.9	1,607.2	1,618.6	2,182.7
職員数	204	199	190	189	187	187	186	181	190	189	190

### 3. 過去に行った公共施設等のマネジメント実績

本町ではこれまで、以下のような公共施設マネジメントを行ってきました。

項目	事例
長寿命化	大山診療所の改修に伴う長寿命化工事を実施
除却	中山清掃センターの解体を実施
統合	農業集落排水において、複数の処理区の統合を実施
更新	公共下水道におけるストックマネジメント計画に基づき、処理区における施設の更新を実施

今後も、関連する計画に基づき、公共施設等の効率化に向けた取組を実施します。

### 第3章 公共施設等の現状

#### 1. 公共施設

本町の公共施設は、小・中学校等の学校教育系施設をはじめ、図書館・体育館等のように広く町民が利用する施設、庁舎・消防施設等のように行政サービスを提供するための施設等、さまざまな施設があります。

この計画では、本町が所有する施設について、令和2年度末時点の固定資産台帳を基準として対象施設を抽出し、その分類は図表3-1-1のとおりとします。

令和2年度末における本町が所有する延床面積の合計は188,795㎡で、町民一人当たりの延床面積は12.28㎡、全国平均の3.22㎡<sup>①</sup>と比較すると約3.81倍となり、全国平均と比べると高い状況となっています。

公共施設の延床面積を建築用途別に見てみると、生涯学習系施設の延床面積が最も多く、公共施設全体の24.8%、続いて学校教育系施設が21.4%、社会福祉系施設が17.8%という状況です。

また、建築年度別に見てみると昭和40年代半ばから建築した公共施設が急激に増加しているという状況です。

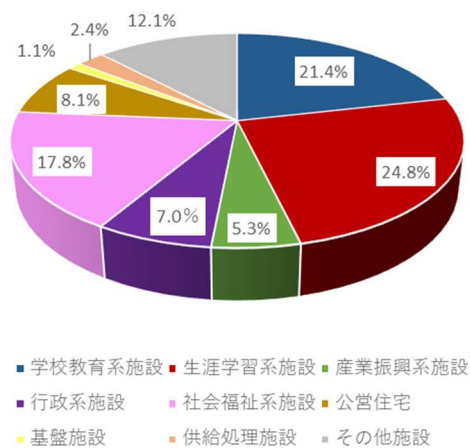
【図表3-1-1 施設の分類（令和3年3月末現在）】

区分	分類		主な施設等 ※（）内は施設数
	大分類	小分類	
公 共 建 築 物	学校教育系施設	小・中学校	小学校(4)、中学校(3)
		その他教育系施設	学校給食センター(2)
	生涯学習系施設	文化系施設	公民館(3)、集会所(26)、農村環境改善センター(2)
		社会教育系施設	図書館(1)
		※	体育館(7)、武道館(1)
		スポーツ・レクリエーション系施設	野球場(3)、陸上競技場(1)、テニスコート(1) 多目的グラウンド(3)
	産業振興系施設	産業系施設	道の駅(1)、農産物加工処理施設(1)、直売所(1)
			観光施設(6)、獣肉解体処理施設(1)、産業施設(2)
	行政系施設	庁舎等	本庁・支所(4)
		消防施設	消防団車庫・屯所(9)、水防倉庫(1)
		その他行政系施設	公用車庫(3)、除雪車庫(2)
	社会福祉系施設	子育て支援施設	保育所(6)、ふれあい会館(1)
		保健・福祉施設	保健福祉センター(2)、児童館(2)、隣保館(2)
			老人憩の家(1)、老人福祉センター(1)、人権交流センター(1)
	医療施設	診療所(3)	
	公営住宅	公営住宅	町営住宅(14)
			若者向け住宅(1)
	基盤施設	公園	公園(2)
		ごみ処理施設	ごみ処理施設(1)
		駐車場・駐輪場	駐車場(1)、駐輪場(3)
その他施設		駅関連施設(7)	
供給処理施設	上水道施設	供給施設(38)	
	下水道施設	処理施設(21)	
その他施設	その他施設	その他施設(34)	

※ 令和4年3月改訂より、スポーツ・レクリエーションにおいて野球場、テニスコート等の土地も対象とした。

① 公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果（平成24年3月総務省）

【図表 3-1-2 建物延床面積の構成】



分類	面積(m <sup>2</sup> )	割合(%)
学校教育系施設	40,507	21.4
生涯学習系施設	46,792	24.8
産業振興系施設	9,971	5.3
行政系施設	13,318	7.0
社会福祉系施設	33,600	17.8
公営住宅	15,211	8.1
基盤施設	2,085	1.1
供給処理施設	4,466	2.4
その他施設	22,845	12.1
合計	188,795	100.0

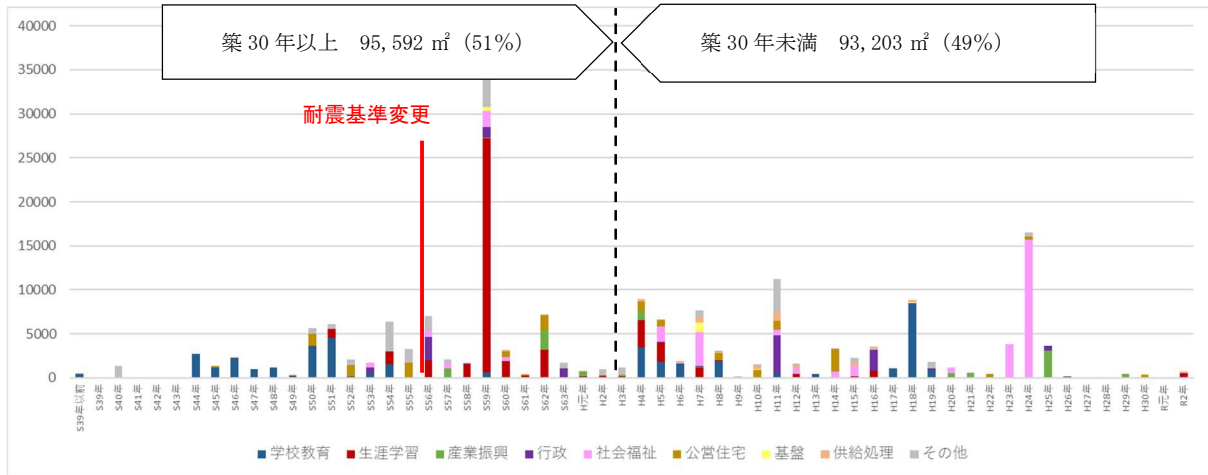
【図表 3-1-3 建物延床面積の内訳】

大分類	分類 小分類	延床面積(m <sup>2</sup> )	
		H28年度	R2年度
学校教育系施設	小・中学校	44,916	38,917
	その他教育系施設	1,590	1,590
生涯学習系施設	文化系施設	10,004	9,058
	社会教育系施設	1,511	1,511
	スポーツ・レクリエーション系施設	12,231	36,223
産業振興系施設	産業系施設	9,920	9,971
行政系施設	庁舎等	11,835	11,364
	消防施設	894	894
	その他行政系施設	1,060	1,060
社会福祉系施設	子育て支援施設	23,546	21,669
	保健・福祉施設	10,967	8,323
	医療施設	3,200	3,608
公営住宅	公営住宅	14,967	15,211
基盤施設	公園	168	168
	ごみ処理施設	1,598	1,086
	駐車場・駐輪場	234	289
	その他施設	353	542
供給処理施設	上水道施設	556	556
	下水道施設	3,797	3,910
その他施設	その他施設	23,461	22,845
合計		176,808	188,795

※ 固定資産台帳と照合し、令和4年3月改訂より、スポーツ・レクリエーション施設の野球場、テニスコート等の土地を対象施設に加えたことにより増加しています。

【図表 3-1-4 年度別整備延床面積】

延床面積 (㎡)



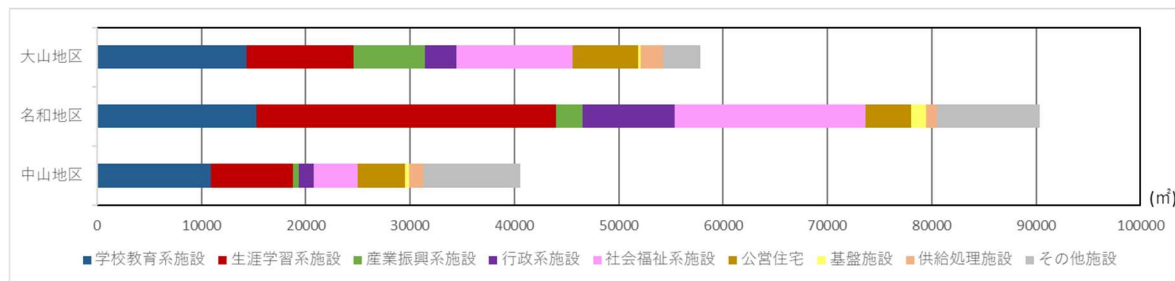
【図表 3-1-5 建物減価償却率の推移】

大分類	分類 小分類	減価償却率	
		H28年度	R2年度
学校教育系施設	小・中学校	63.41%	70.78%
	その他教育系施設	37.70%	48.42%
生涯学習系施設	文化系施設	79.18%	85.08%
	社会教育系施設	79.99%	86.77%
	スポーツ・レクリエーション系施設	68.43%	76.96%
産業振興系施設	産業系施設	43.50%	51.55%
行政系施設	庁舎等	48.73%	53.73%
	消防施設	71.67%	84.27%
	その他行政系施設	53.42%	62.55%
社会福祉系施設	子育て支援施設	22.69%	37.12%
	保健・福祉施設	50.02%	57.32%
	医療施設	36.19%	45.83%
公営住宅	公営住宅	69.84%	78.65%
基盤施設	公園	94.20%	98.91%
	ごみ処理施設	57.26%	68.17%
	駐車場・駐輪場	100.00%	45.82%
	その他施設	93.65%	57.36%
供給処理施設	上水道施設	64.47%	70.95%
	下水道施設	48.06%	58.48%
その他施設	その他施設	69.44%	76.52%
合計		57.13%	65.23%

本町が現在所有している公共施設の老朽化が進む中で、これまで小中学校については、耐震補強に伴い大規模改修等を行うなど長寿命化を図っていますが、この先では建替えが必要になってきます。学校以外の建物についても、老朽化が進んでおり、この先40年間の間には耐用年数に至る建物が多くなります。

地区別の整備状況を見てみると、名和地区の延床面積が90,385㎡で全体の約48%、大山区が57,840㎡で約31%、中山地区が40,570㎡で約21%を占めている状況となっています。人口割合にもよりますが、今後は合併前の行政区域にこだわらず、相互に関連する公共施設等の立地環境も考慮した適切な配置を行っていく必要があります。

【図表 3-1-6 地区別整備状況（延床面積）】



(単位：㎡)

	学校教育系施設	生涯学習系施設	産業振興系施設	行政系施設	社会福祉系施設
中山地区	10,909	7,844	604	1,445	4,165
名和地区	15,287	28,711	2,529	8,821	18,284
大山区	14,311	10,237	6,838	3,052	11,151
合計	40,507	46,792	9,971	13,318	33,600
	公営住宅	基盤施設	供給処理施設	その他施設	合計
中山地区	4,581	384	1,330	9,308	40,570
名和地区	4,394	1,394	1,039	9,926	90,385
大山区	6,236	307	2,097	3,611	57,840
合計	15,211	2,085	4,466	22,845	188,795

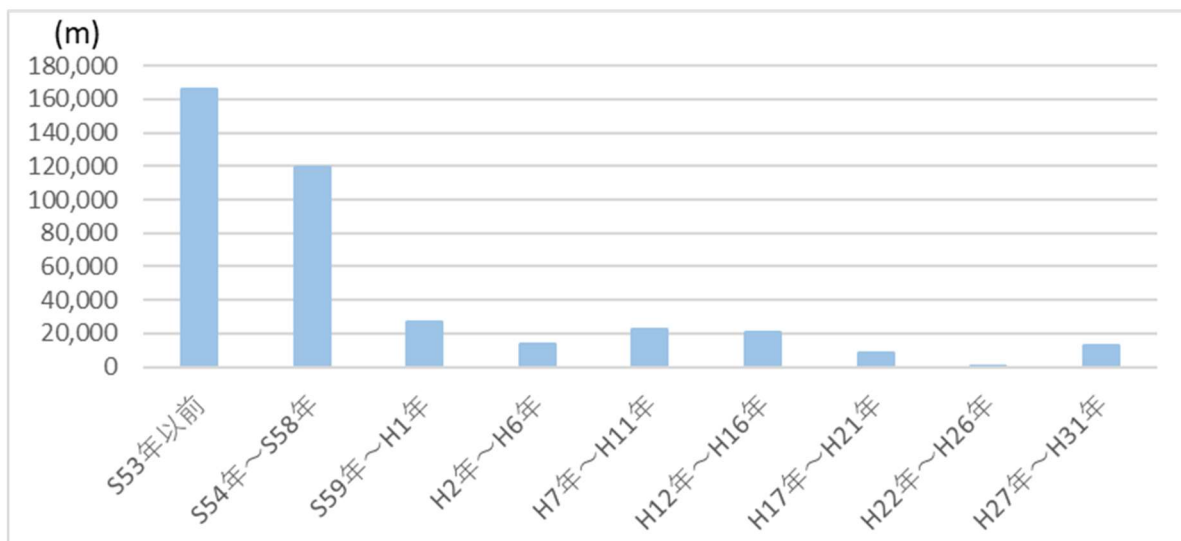
## 2. インフラ資産

### (1) 道路

本町が所有する道路（町道）は、478 路線、総延長 390,742mとなっております。

道路の年別設置状況を見ると、昭和 58 年以前に設置された道路がおよそ 7 割を占めている状況です。老朽化した道路は順次、改修・修繕等行っておりますが、道路の資産としての寿命は、構造や交通量による影響を受けるため、一様ではないものの、平成 27 年 1 月に総務省より示された「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」では、開始固定資産台帳作成時の道路の耐用年数が 50 年と示されていることから、今後 40 年間の間に大規模な改修工事を行うことが必要になります。

【図表 3-2-1 年別設置状況（道路）】

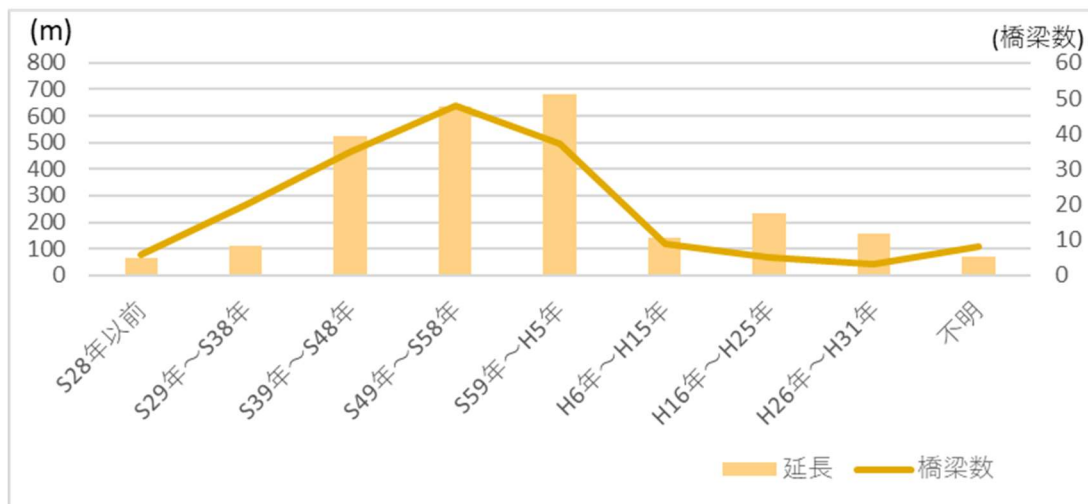


## (2) 橋梁

本町にある橋梁は171橋あり、その多くが昭和39年から平成6年の間に集中的に整備されています。

今後、橋梁の老朽化による安全性の低下及び将来の大幅な更新費用の増加が予測されるため、より計画的な橋梁の維持管理を行い、限られた財源の中で効率的に橋梁を維持していくための取り組みが不可欠となります。

【図表 3-2-2 年別整備状況（橋梁）】



## (3) 上下水道

本町では現在、201,860mの上水道管と226,000mの下水道管を所有しており、上水道の普及率（＝給水人口／総人口）は94.9%、下水道の普及率は94.7%の状況です。

上下水道管の整備についても前述の道路、橋梁と同じく普及の時代から更新布設替えの時代に突入しています。

## (4) 施設保有量の推移

インフラ資産における施設保有量の計画策定時からの推移は、以下のとおりとなります。

【図表 3-2-3 主なインフラ資産の所有量の推移（令和3年3月時点）】

インフラ資産	令和2年度	
	総延長 (m)	総面積 (㎡)
道路（町道）	390,742	2,005,698
道路（農道）	79,426	—
橋梁	2,610	13,931
上水道	201,860	—
下水道	226,000	—



## 第4章 公共施設等の維持管理・更新に係る費用の推計

### 1. 現在要している維持管理経費

現在の公共施設等における単年あたりの維持管理に要する費用については、以下のとおりとなります。※1

【図表 4-1-1 公共施設等の単年あたりの維持管理経費】

(単位：千円)

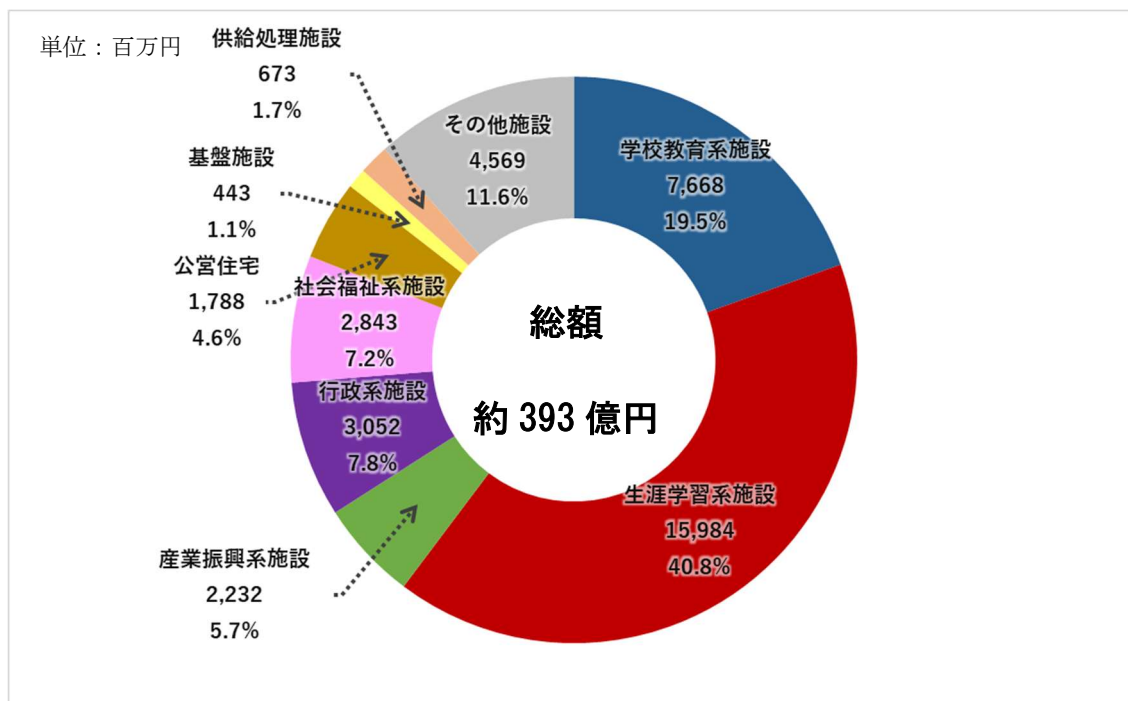
区分	金額
公共施設	75,427
道路・橋梁	28,222
上水道	22,503
下水道	55,169
合計	181,321

### 2. 公共施設等の更新に係る費用の推計

#### (1) 公共施設

公共施設の今後40年間における類型別、更新期間別の更新費用は下記のとおりとなります。※2

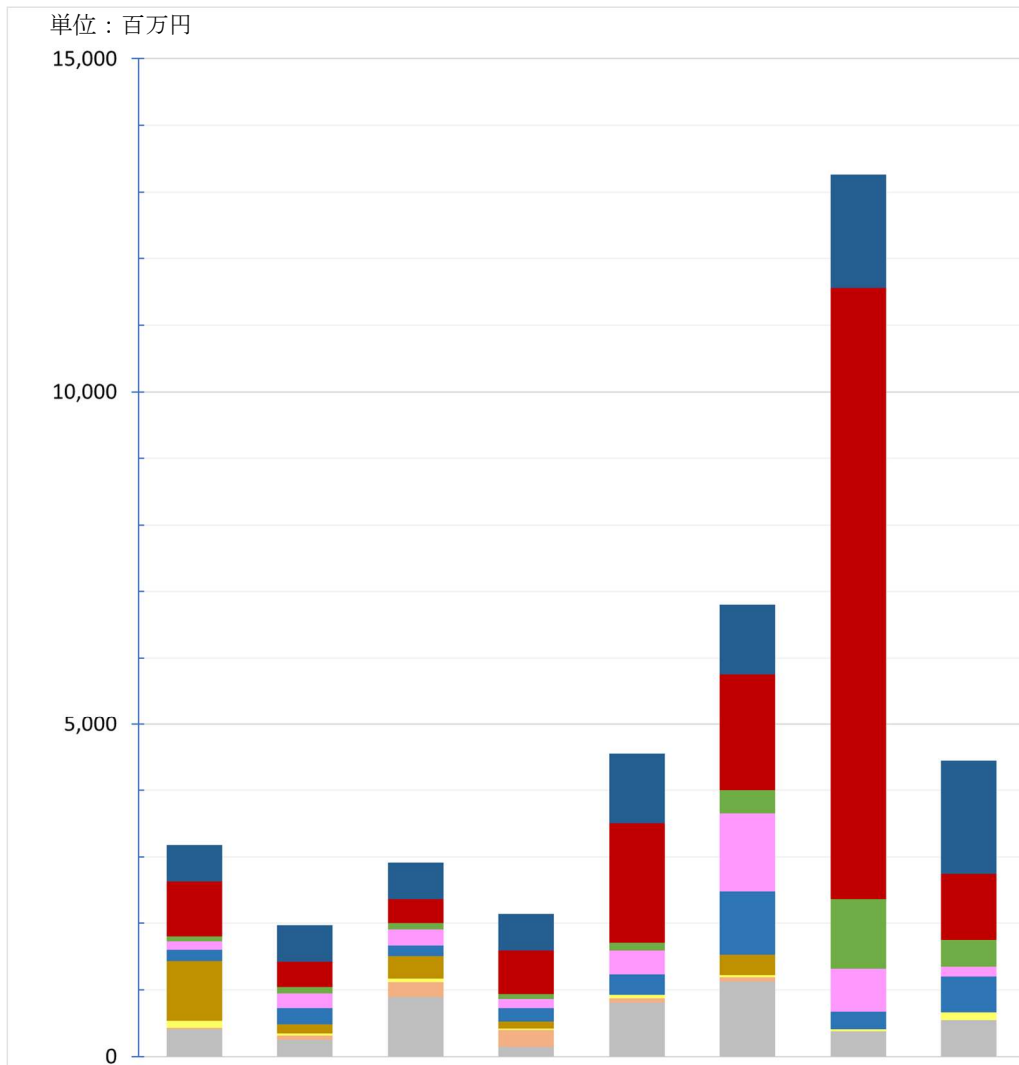
【図表 4-2-1 公共施設更新費用 類型別推計 (40年間)】



※1 令和2年度歳出伝票及び公営企業の決算統計を基に、直近の公共施設等の修繕に係る費用の実績から積算。

※2 更新に係る費用の算出は、固定資産台帳及び個別施設計画等の情報を用いて積算。

【図表 4-2-2 公共施設更新費用 更新期間別推計（40年間）】



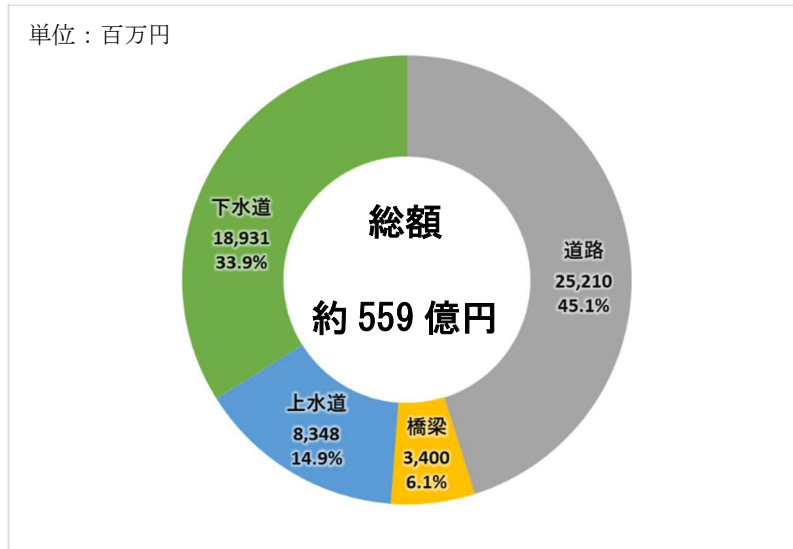
	2022-2026 (R4-R8)	2027-2031 (R9-R13)	2032-2036 (R14-R18)	2037-2041 (R19-R23)	2042-2046 (R24-R28)	2047-2051 (R29-R33)	2052-2056 (R33)	2057-2061 (R39-R43)	合計
■ 学校教育系施設	546	546	546	546	1,046	1,046	1,696	1,696	7,668
■ 生涯学習系施設	826	386	365	656	1,800	1,755	9,200	996	15,984
■ 産業振興系施設	65	91	91	77	117	348	1,041	402	2,232
■ 行政系施設	128	221	246	132	360	1,167	650	148	3,052
■ 社会福祉系施設	172	248	164	204	301	954	261	539	2,843
■ 公営住宅	896	137	336	109	4	306	0	0	1,788
■ 基盤施設	110	32	50	19	51	37	33	111	443
■ 供給処理施設	20	57	217	251	62	66	0	0	673
■ その他施設	409	253	900	147	811	1,123	376	550	4,569
合計	3,172	1,971	2,915	2,141	4,552	6,802	13,257	4,442	39,252

公共施設においては、年度間での更新費用のバラツキが大きくなっています。特に後年度の負担が大きく、2052年からの5年間においては、生涯学習系施設において多額の施設更新を迎えることとなります。

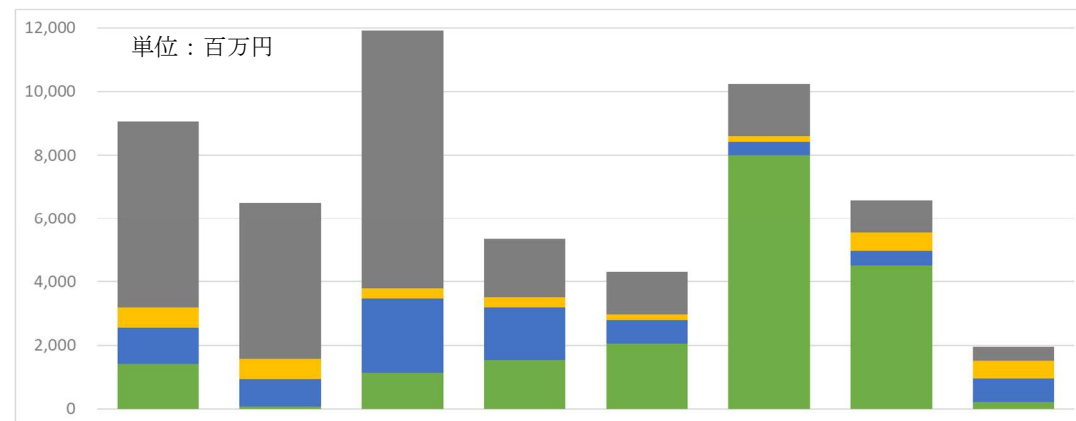
## (2) インフラ資産

インフラ資産の今後 40 年間に係る類型別、更新期間別の更新費用は下記のとおりとなります。\*

【図表 4-2-3 インフラ資産更新費用 類型別推計 (40 年間)】



【図表 4-2-4 インフラ資産更新費用 更新期間別推計 (40 年間)】



	2022- 2026 (R4- R8)	2027- 2031 (R9- R13)	2032- 2036 (R14- R18)	2037- 2041 (R19- R23)	2042- 2046 (R24- R28)	2047- 2051 (R29- R33)	2052- 2056 (R34- R38)	2057- 2061 (R39- R43)	合計
■ 道路	5,882	4,935	8,128	1,838	1,326	1,632	1,037	432	25,210
■ 橋梁	625	624	313	312	188	188	575	575	3,400
■ 上水道	1,154	855	2,332	1,667	732	422	463	723	8,348
■ 下水道	1,404	82	1,139	1,528	2,052	7,997	4,506	223	18,931
合計	9,065	6,496	11,912	5,345	4,298	10,239	6,581	1,953	55,889

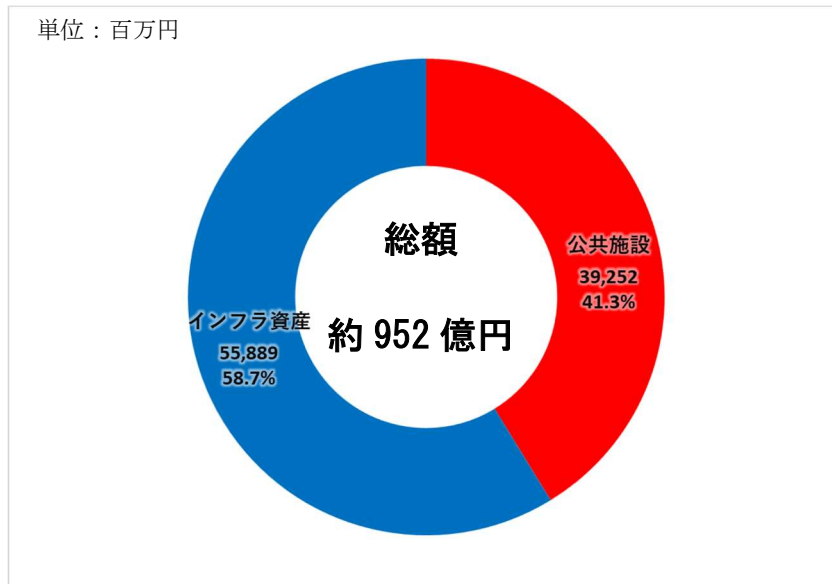
インフラ資産についても同様に、年度間での更新費用のバラツキが大きいことから、更新費用の平準化を検討することが必要となります。

※ 更新に係る費用の算出は、固定資産台帳及び長寿命化計画の情報を用いて積算。

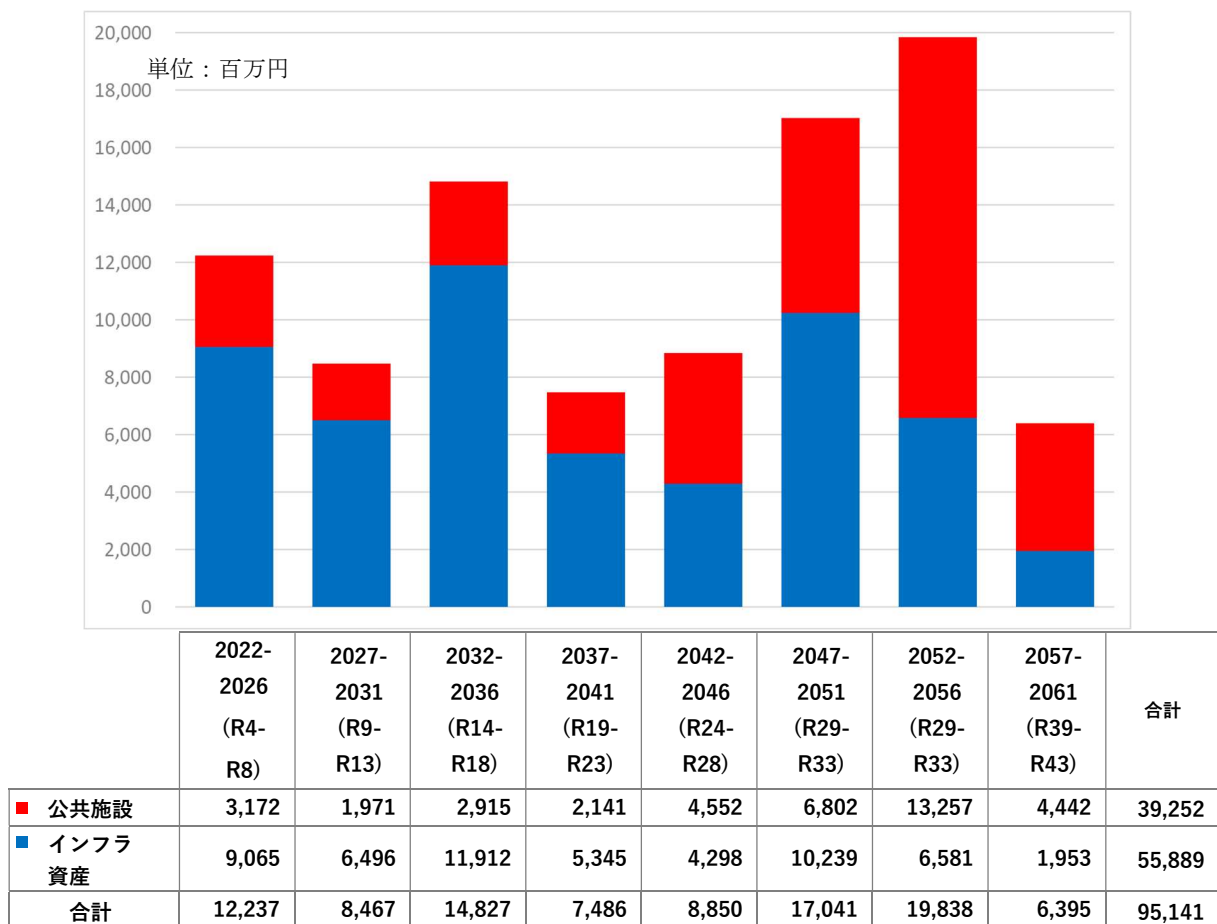
### (3) 全体

公共施設、インフラ資産全体の類型別、更新期間別の更新費用は下記のとおりとなります。

【図表 4-2-5 資産更新費用 類型別推計 (40年間)】



【図表 4-2-6 資産更新費用 更新期間別推計 (40年間)】



#### **(4) 対策の効果額**

公共施設については、令和2年3月に策定した「大山町公共施設長寿命化計画」により、従来型の管理に比べ、30年間で総額約5千万円の費用削減が見込まれます。

また、インフラ資産についても、橋梁において「大山町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき予防保全型による修繕を行うことにより、約61億円の費用節減が見込まれます。

#### **(5) 財源**

公共施設等の維持管理・更新にあたっては、税収のほか起債の借り入れや、公共施設整備基金などの基金を活用し、計画的な財政運営を行いながら進めます。

## 第5章 人口推移と将来負担コスト

### 1. 公共施設

前章で記載したとおり、本町の公共施設の延床面積は約 18.9 万㎡で、町民一人当たり 12.28 ㎡を保有しています。

令和 2 年度投資的経費の実績を基に、公共施設に係る投資的経費を町民一人当たり換算すると 48,796 円となります。

現在の保有面積を今後も維持する場合、人口減少の影響を加味すると、今後 40 年間の町民一人当たりの公共施設に係る投資的経費は 96,069 円と現在の 2.0 倍の負担となる計算になります。

公共施設のうち、学校教育系施設の占める延床面積の割合は 21.4%であり、うち学校の延床面積が約 3.9 万㎡ですので、統廃合しなければならないこととなります。

出生数の減少等により児童・生徒数の減少は必至ではありますが、次代を担う子どもたちの育成のためにも資産管理を適切に行い、効率的な財政運営を実施していく必要があります。

### 2. インフラ資産

インフラ資産においても、町民一人当たりの更新費用は増加する傾向となります。これまで整備したインフラ資産の維持更新だけを行うとしても、一人当たりの年間負担額は、道路については 18,217 円から 61,759 円に、橋梁では 651 円から 8,823 円の増額が必要となります。

上下水道では、これまで布設してきた管の更新が訪れるため、5,205 円から 66,660 円まで更新費用の増額が必要となります。

そのため、令和元年度に作成した「大山町水道事業ビジョン（経営戦略）」に基づき、より計画的・効率的な水道施設の整備・更新を図っていく必要があります。

【図表 5-2-1 町民一人当たりの投資的経費負担の比較】

		令和 2 年度の実績※ <sup>1</sup>		今後 40 年間の推計平均※ <sup>2</sup>		倍率 (B) / (A)
人口		15,370 人		10,201 人※ <sup>3</sup>		
		単年平均		単年平均		
		金額	1 人あたり (A)	金額	1 人あたり (B)	
投資的経費	公共施設	7.5 億円	48,796 円	9.8 億円	96,069 円	2.0
	道路	2.8 億円	18,217 円	6.3 億円	61,759 円	3.4
	橋梁	0.1 億円	651 円	0.9 億円	8,823 円	13.6
	上下水道	0.8 億円	5,205 円	6.8 億円	66,660 円	12.8
合計		11.2 億円	72,869 円	23.8 億円	233,311 円	3.2

※<sup>1</sup> 令和 2 年度歳出伝票及び公営企業の決算統計を基に、直近の公共施設等に係る投資的経費の実績から積算。

※<sup>2</sup> 第 4 章「2. 公共施設等の更新に係る費用の推計」より今後予想される更新経費を基に積算

※<sup>3</sup> 今後 40 年間の人口平均として将来予想人口である令和 27 年の 10,201 人を利用。

## 第6章 基本方針

### 1. 取組体制

#### (1) 計画期間

平成28年度から令和27年度までの30年間の計画実施期間とします。

ただし、計画実施期間内であっても適宜計画内容の見直しを行うものとします。

#### (2) 計画の実施概要

公共施設等のマネジメントの実施にあたっては、固定資産台帳を整備することで総資産量を把握し、資産全体を一元管理できる固定資産台帳管理システムを導入することで、全庁的な取組を推進し、進捗管理を行うとともに方針の改定や目標の見直しを行います。

なお、公共施設マネジメントの実施においては、専門的な検証が重要であるため、高い技術を持った職員を継続的に養成し、より効果的な手法の検討や管理方法の見直しを実施できる体制を構築していきます。

#### (3) 職員の意識改革

公共施設等のマネジメントを推進していくには、職員が新たな視点と改革への意識を持って取組んでいく必要があります。

また、公共施設等が老朽化している現状や、公共施設等のマネジメントの意義などを十分に理解し、経営的感覚を持った継続管理や総量の適正化を行っていくとともに、町民に今後も安心して快適な生活環境や住民サービスを継続して提供していくことを目標に、全職員一丸となって日々の創意工夫を実践していくことが重要です。

そのために、継続的な研修や啓発活動を行い、公共施設等のマネジメントのあり方やコスト意識の向上といった職員意識の改革に努めていくものとします。

#### (4) 財政との連携

効果的かつ効率的な公共施設等のマネジメントを実施していくためには、財政措置が必要不可欠であり、予算編成部署との連携ができて初めて実現できることとなります。

そのため、公共施設等のマネジメントの導入により、新たに必要となる経費については、全体の予算を踏まえながら国の地方財政対策（公共施設等の老朽化に係る地方財政措置）等を最大限活用し、その確保に努めることとします。

また、予算配分において、公共施設等総合管理計画に基づいた中長期的なコスト減少につながる事業については、積極的に予算措置に向け取組んでいくことを検討していきます。

## 2. 公共施設等のマネジメントに係る実施方針

### (1) アセットマネジメントの推進

アセットマネジメント<sup>②</sup>の推進をより実効性のあるものとするため、施設の維持管理を担当している各部署と公共マネジメントの担当部署とが連携することで、以下の方針を実行していくこととします。

#### 公共施設

##### ①方向性の検討

学校教育施設、町営住宅といった施設の種別ごとに各施設の利用度、減価償却費等の現金支出を伴わないコストを含めた維持管理コスト、老朽化度合い等を分析するとともに、人口減少による住民ニーズの変化を勘案したうえで、長期的な整備の方向性を示します。

##### ②「施設カルテ」の作成

個別施設ごとに利用率、維持管理コスト、老朽化度合い等の施設情報を記載した「施設カルテ」を作成し、施設評価における基本データとして活用するとともに、情報の一元化・見える化を図ります。

##### ③施設評価の実施

定量評価	作成した施設カルテについて、利用率、維持管理コスト、老朽化度といった定量的な情報にもとづき、評価を行います。
定性評価	定量評価の結果をもとに、施設種別ごとに示す方向性を踏まえ、町域内の配置状況や設置の経緯などの定性的な情報を加えた評価を行います。
総合評価	定性評価の結果をもとに、住民意志を反映した評価を行います。

総合評価結果については「継続」、「集約化」、「複合化」、「転用」、「廃止」の5区分とし、結果に応じて次ページの「アセットマネジメント取組方針」の方向性で検討していくこととします。

##### ④個別施設評価にもとづく実行

継続、集約化、複合化、転用、廃止といった評価結果にもとづき、中長期的な個別施設計画を策定し、計画に基づいた取組を実行していきます。

② アセットマネジメント：公共サービスの最適化を達成するため、現在ある資産を適正に評価し、それを将来に渡って安全かつ快適に維持するとともに、限られた財源等の資源を有効に活用しながら、適切なサービスを提供していくためのマネジメント手法。



## 【アセットマネジメントの取組方針】

継 続	施設の長寿命化や維持管理コストの更なる縮減を目指して計画的な施設管理を実施する。
集約化	既に本町が所有している同種の施設との統合を行い、一体の施設として整備する。
複合化	既に本町が所有している異なる種類の施設との統合を行い、両方の機能を有した複合施設を整備する。
転 用	施設の改修は実施し、他の公共機能を有した施設として利用する。
廃 止	施設の廃止を行い、建物解体、跡地の売却を行うことで将来的な更新費用の縮減・他施設の更新費用の捻出を図る。

アセットマネジメント取組方針にもとづいた総資産量の適正化を目指し、公共建築物の総延床面積の縮減を目指します。

本町における町民一人当たりの延床面積は第3章で示したとおり、12.28 m<sup>2</sup>と全国平均の約3.81倍であるため、全国平均を目標とすると約74%の縮減が必要となります。

これは、現在の公共建築物の約7割を縮減することになり、適切な住民サービスの提供が困難になる可能性があることから、適正な目標設定であるとは考えられません。

そこで、本町は先進技術の積極的な活用や、施設の長寿命化の徹底、維持管理コストの更なる縮減等を合わせて実施していくことで、30年後に20%縮減することを目標とします。

### インフラ資産

#### ①方向性の検討

固定資産台帳の整備を通じて道路、橋梁、上下水道といった施設種別ごとの整備状況や老朽化度合い等から、今後の維持管理に関する方向性を検討します。

#### ②現状把握

定期的な点検を行うことにより、施設の劣化状況等を把握し評価するとともに保有データの精査を行います。

#### ③計画的修繕の実施

現状把握にもとづいた短中期の修繕計画を策定し、実施します。

#### ④取組の見直し

施設の状況、財政状況等を総合的に勘案し、維持管理に関する方向性を見直しを行うとともに目標を再設定し実行します。

## (2) 長寿命化の推進

### 公共施設

- 長期的な修繕計画の策定や日々の点検等の強化など計画的な維持管理を推進することにより、施設を安全に長持ちさせるとともに、施設別のライフサイクルコストを把握、管理することで、その削減に努めます。
- 施設の長寿命化により立替え更新時期を分散させることで、歳出予算の平準化を図ります。
- 修繕・更新にあたっては、ユニバーサルデザイン化を推進するなど、利用者の快適性や利便性の向上を図ります。
- 耐震性や安全性を高める必要のある施設については、適時必要となる措置を講ずることとします。

### インフラ資産

- 道路、橋梁、上下水道といった施設種別ごとの特性や施設の重要性を考慮した計画的な維持管理を行います。
- 対症療法型による修繕ではなく、予防保全型による修繕を計画的に実施していくことで、長寿命化を推進し、修繕費用の縮減に努めます。

## (3) 民間活力の導入

サービスの提供や公共施設の維持管理・運営について、民間施設の利用や民間事業者のノウハウの活用など民間活力の導入により、より効果的かつ効率的に行えないか検討していきます。

## (4) 省エネ・脱炭素化の促進

公共施設の更新等を行う際には、LED機器の導入や設備の高効率化改修、エネルギー使用量が正味でほぼゼロになるネット・ゼロ・エネルギービル（ZEB）化などにより、省エネ・脱炭素化の促進に向けた方策を検討します。

## 3. 協働の推進

### (1) 隣接市町との協働

○隣接市町との公共施設の相互利用や共同運用、サービス連携、役割分担等により効率化を図ります。

### (2) 住民との協働

- 公共施設を用いたサービスの提供について、住民と行政の相互理解や共通認識の形成など、協働の推進に向けた環境整備を行います。
- 公共施設における行政サービスの有効性をはじめ、維持管理の成果や利活用状況に関する情報等を住民に積極的に発信していきます。

#### 4. 施設類型毎の管理に関する方針

公共施設及びインフラ資産については、以下の方針に基づき管理を行います。

【図表 6-4-1 公共施設の管理に関する基本的な方針】

施設類型		方針
学校教育系施設	小・中学校	・「大山町学校施設等長寿命化計画」に基づき、施設の管理や運営、整備等を行います。
	その他教育系施設	
生涯学習系施設	文化系施設	・「継続」を基本方針としながらも、新耐震基準への適合化や維持コストの縮減、関係団体等との協議を踏まえての民間活力の導入を検討していきます。
	社会教育系施設	・「継続」を基本方針とし、必要に応じて管理運営体制を見直します。
	スポーツ・レクリエーション施設	・一部施設において転用や廃止、運営形態の変更を検討していきます。
産業振興系施設	産業系施設	・一部施設において民間や地域への譲渡や、運営形態の変更を検討していきます。
行政系施設	庁舎等	・「継続」を基本方針とし、今後も適切な維持管理を行います。
	消防施設	・「継続」を基本方針とし、今後も適切な維持管理を行います。
	その他行政系施設	・「継続」を基本方針とし、必要に応じて管理運営体制を見直します。
社会福祉系施設	子育て支援施設	・「継続」を基本方針としながらも、児童数を踏まえた方向性の検討や、関係団体等との協議を踏まえての民間活力の導入を検討していきます。
	保健・福祉施設	・一部施設において集約化や複合化を検討するとともに、コストの突出した施設において経費の節減を図ります。
	医療施設	・「継続」を基本方針とし、必要に応じて管理運営体制を見直します。

施設類型		方針
公営住宅	公営住宅	・「大山町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、施設の管理や運営、整備等を行います。
基盤施設	公園	・「継続」を基本方針とし、必要に応じて管理運営体制を見直します。
	ごみ処理施設	・「継続」を基本方針とし、必要に応じて管理運営体制を見直します。
	駐車場・駐輪場	・「継続」を基本方針とします。
	その他施設	・「継続」を基本方針とします。
供給処理施設	上水道施設	・「大山町水道事業ビジョン（経営戦略）」等に基づき、施設の更新等を行います。
	下水道施設	・「大山町特定環境保全公共下水道 大山浄化センター他再構築基本設計（ストックマネジメント計画）」等に基づき、施設の更新等を行います。
その他施設	その他施設	・必要性が高く民間移管の可能性が低い施設については必要に応じて改修等を行う一方で、建物が使用不可能になった施設は「廃止」または「民間や地域への譲渡」の検討を行います。

【表 6-4-2 インフラ資産の管理に関する基本的な方針】

施設類型	方針
道路	・「大山町舗装修繕計画」に基づき、計画的な道路の舗装・修繕を行います。
橋梁	・「大山町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、定期点検による計画的な橋梁の修繕を行います。
上水道	・「大山町水道事業ビジョン（経営戦略）」に基づき、更新等を行います。
下水道	・「大山町特定環境保全公共下水道 大山浄化センター他再構築基本設計（ストックマネジメント計画）」等に基づき、更新等を行います。

## 5. 地方公会計制度への取組

従来の官庁会計では、現金の支出を記録することを目的とした単年度会計、単式簿記会計であったため、公共施設の建設から解体までに必要となる建設費、維持修繕費、解体費のほか、人件費などの施設の管理運営にかかる費用を含めたライフサイクルコストの把握が困難であり、減価償却費<sup>③</sup>などの非現金支出についても資産の状況に反映されないという課題がありました。

そこで、本町は公共施設マネジメントを行っていくにあたり、地方公会計制度への取組を積極的に推進することで、保有する公共施設の状況や、公共施設を用いた行政サービスの提供にかかるコストを正確に把握し、適切な管理を行っていくことを目指します。

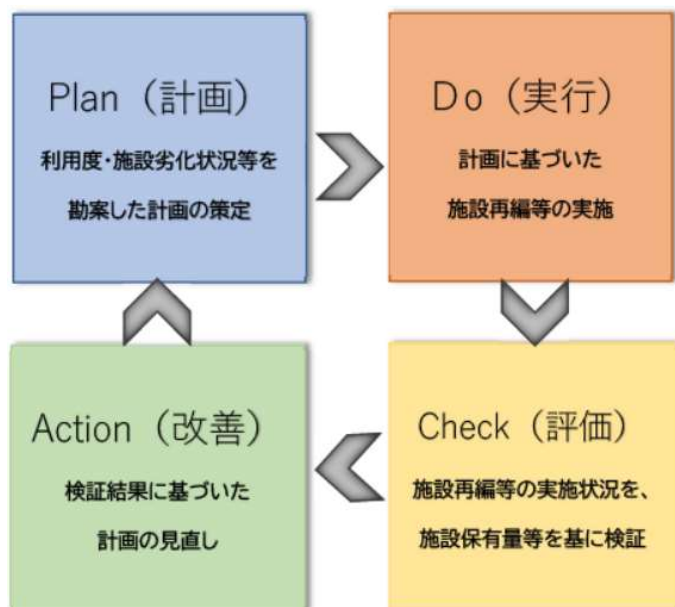
＜地方公会計制度の概要＞

- 民間企業会計の考え方に近い、発生主義・複式簿記による財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）を作成する。
- 財政状態の正確な把握のため、固定資産台帳の整備を行う。
- 平成 27 年 1 月に公表された「統一的な基準」による財務書類を毎年度作成し、公表する。

## 6. フォローアップの実施方針

P D C A（計画・実行・評価・改善）サイクルを活用し、進捗管理や計画の見直しを行い、継続的な取組を実施します。

【P D C Aサイクルのイメージ】



## 7. 各種計画との連携

計画の推進にあたっては、これまでに策定された公共施設再配置計画や各種長寿命化計画と連携を図りながら進めるとともに、過疎地域自立促進計画や財政推計といった他計画と連携を図ることとします。

③ 減価償却費：固定資産の老朽化による価値の減少を各会計年度の費用として換算した金額。